大涌谷周辺に関する情報発表について

箱根山の大涌谷周辺の現在の火山活動の状況に関する情報発表については、以下の方針で行うこととする。

- (1) 現在の噴火警戒レベル2(火口周辺規制)における情報について、警戒が必要な区域を「大涌谷周辺(箱根山)」と表記する。
- (2) 国土交通省として、以下の取り組みを一体的に展開する。
 - ① 気象庁の記者会見の際に、警戒が必要な範囲を強調する工夫をする等のこれまで行っている工夫を一層徹底する。(地図を大画面ディスプレイに表示し、箱根山全体が危険ではないことを丁寧に説明する。)
 - ② 観光に与える影響を最小化するため、旅行業者、JNTOなどを通じ、現地に関する正確な情報を国内外に対し発信し、風評被害の防止に努めるよう文書で依頼する。また、観光スポットと規制区域の位置関係が分かりやすい地図を作成し、旅行者や旅行予定者に対して情報を提供する。
- (3) 内閣府(防災担当)と連携して政府全体として、「大涌谷周辺(箱根山)」と表記されるよう、関係省庁に周知徹底を図る。
- (4) 活動が活発化し、警戒を要する範囲が拡大する恐れがある場合(噴火警戒レベル3)等には、「箱根山」という名称を用います。記者会見等において、警戒すべき範囲を明示し、丁寧に説明する。

【留意事項】

- 1. 関係機関と相互運用する情報提供システムの制約により、直ちに修正できない部分については、「大涌谷周辺(箱根山)」に読み替えていただくよう措置します。
- 2. 今回の措置は「箱根山全体が危険である」といった誤解を招かないよう表記を工夫するものであり、噴火警戒レベルをそれぞれの地区で設定するものではありません。
- 3. 情報発表に用いる表記については、防災の観点、風評被害の観点の双方から検討し、火山の活動状況に応じ設定されるべきものであり、加えて、広く伝わる一般的な名称であることなども考慮すべきであることから、火山防災協議会の了解を得て決めております。(他の火山について、表記の変更が必要な場合には同様の対応を行います)。
- 4. 「箱根山」という火山名そのものを変更するものではありません。

